

米国バンクローンファンド(為替ヘッジあり) 2014-03

単位型投信／海外／その他資産(バンクローン)

- ◆この目論見書により行なう「米国バンクローンファンド(為替ヘッジあり) 2014-03」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月14日に関東財務局長に提出しています。
- ◆有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認頂けます。

有価証券届出書提出日	: 平成26年2月14日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役 村上 雅彦
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	36
第三部【委託会社等の情報】	37
約款	90

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

米国バンクローンファンド（為替ヘッジあり）2014-03（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・単位型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

300 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1 口当たり 1 円とします。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 2.625%（税抜 2.5%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 26 年 3 月 3 日から平成 26 年 3 月 24 日までとします。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を申込期間の最終日（平成 26 年 3 月 24 日）までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米国の優先担保付バンクローン（貸付債権）を主要投資対象とする投資信託証券に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 (バンクローン)
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇その他資産(バンクローン)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(その他資産(バンク ローン)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（その他資産（バンクローン）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、バンクローンへの投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「その他資産（バンクローン）」に分類されます。

◇年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ ファンドの特色

1 主として、米国の優先担保付バンクローン(貸付債権)に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- 流動性などを考慮して、米国のハイイールド社債などへの投資を行なう場合があります。
- 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

2 PIMCOの運用力を活用し、収益の獲得をめざします。

- 当ファンドの実質的な主要投資対象である外国投資信託の運用は、米国の資産運用会社の大手の一角であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が行ないます。
- マザーファンドにおける運用指図は、PIMCOの日本拠点である「ピムコジャパンリミテッド」が行ないます。

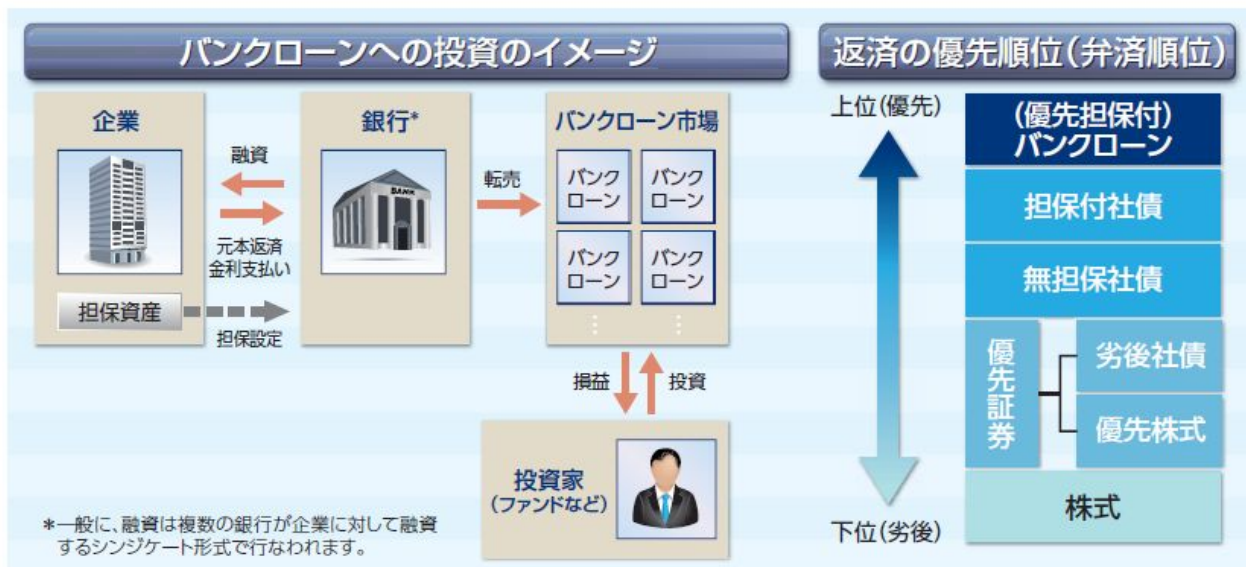
3 年4回(原則、2月、5月、8月、11月の各15日)決算を行ないます。

- 毎決算時に分配方針に基づき、収益分配を行なうことをめざします。
- 当ファンドは、約3年間の信託期間を経て2017年4月17日に償還する予定です。
 - ※2014年5月の決算時は無分配とし、2014年8月以降の毎決算時に分配金の支払いをめざします。
 - ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

「バンクローン」とは

- 銀行が企業などに対して行なった融資（貸付債権）のうち、債権者である銀行が流通市場に売却し、流通市場を通して他者と取引されているものをバンクローンと称し、一般に担保が設定されています。
- バンクローンは、企業が破たんした場合などにおける、返済の優先順位が高くなっていることから、一般的な社債と比べて、デフォルト（債務不履行）時の元本回収率が高く、元本安全性が高くなっています。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

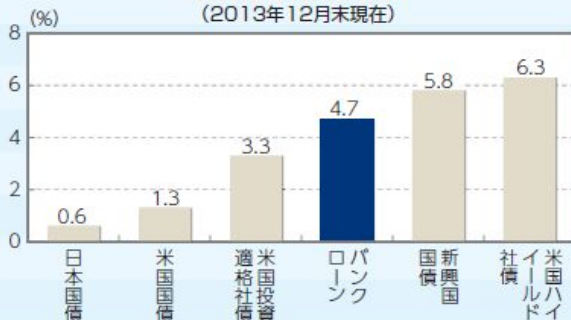
「バンクローン」の特長

①相対的に高い利回り

- バンクローンは、一般に、相対的に信用格付が低い企業などに対する貸付債権であるため、その利回りは相対的に高くなる傾向にあり、他の資産と比較した利回り水準は、魅力的であると言えます。
- 米国では、景気回復に伴ない企業の資金需要が高まっていることなどから、銀行融資が増加しており、バンクローン市場の規模も拡大傾向にあります。

バンクローンの利回りは相対的に高い水準

【各資産の利回り水準】
(2013年12月末現在)



・バンクローン:JPモルガン・リクワイード・ローン・インデックス、
日本国債、米国国債:シティグループ・世界国債インデックス(日本、米国)、
米国投資適格社債:BofAメリルリンチ・コーポレート・マスター・インデックス、
新興国国債:JPモルガン・EMBIグローバル・ディバースファイド、
米国ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・インデックス

バンクローンの市場規模は拡大傾向

【バンクローン市場の規模(インデックスベース)の推移】
(1999年12月末～2013年12月末)



※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

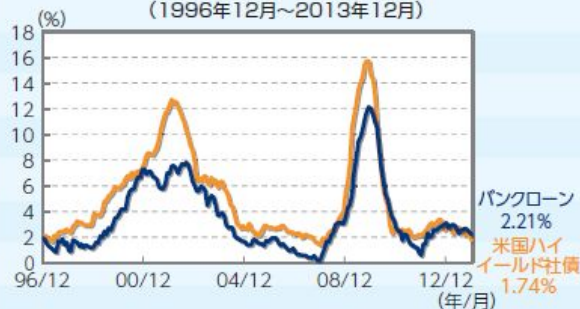
②元本保全性の高さ

- バンクローンのデフォルト率(債務不履行率)は、リーマン・ショック時などに上昇をみせたものの、近年では概ね低位での推移となりました。また、バンクローンは、融資実行後も財務面などにおいて厳格な審査が実施されているため、デフォルト率が相対的に低くなっていると考えられます。
- 更に、バンクローンに設定された担保の弁済順位(破たん時などにおける返済順位)は高い(優先される)ため、デフォルトした場合の元本回収率は、社債などと比較して高い水準にあります。

近年概ね低位で推移するデフォルト率

【デフォルト率の推移】

(1996年12月～2013年12月)



出所:ピムコジャパンリミテッド、データは発行体ベースの値です。

デフォルト後の回収率は社債と比較し高水準

【デフォルト後の平均回収率】

(1987年～2012年)



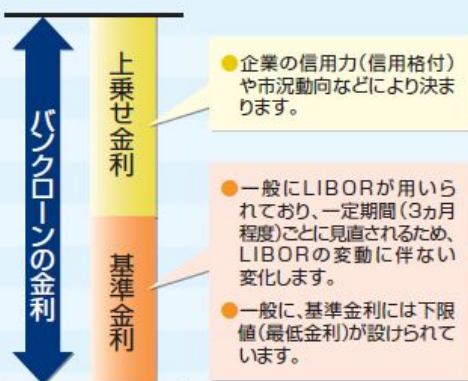
※社債にはハイイールド社債を含みます。
出所:ムーディーズ

③金利上昇時の優位性

- バンクローンの金利は、一般に変動金利が採用されており、市場金利の水準に基づき一定期間毎に見直されます。
- 金利上昇局面において、変動金利の資産は固定金利の資産と比較して、相対的に高いパフォーマンスとなる傾向があります。

バンクローン金利の構造

バンクローンの金利は、「基準金利」と、企業ごとに異なる「上乗せ金利」により構成されます。



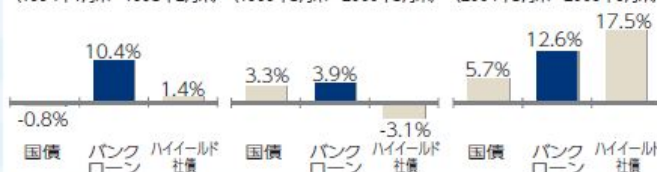
※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

金利上昇局面に見られた相対的に高いパフォーマンス

【米国の政策金利の推移と各局面における米国資産の騰落率】
(1992年12月末～2009年12月末)



局面①の騰落率 (1994年1月末～1995年2月末) 局面②の騰落率 (1999年5月末～2000年5月末) 局面③の騰落率 (2004年5月末～2006年6月末)



・国債:シティグループ世界国債インデックス(米国)、
バンクローン:CSレバレッジド・ローン・インデックス、
ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・インデックス
※CSレバレッジド・ローン・インデックスは、当ファンドのベンチマークではなく、
当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではありません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

「バンクローン」のパフォーマンス

- バンクローンは、一般に変動金利であることから、ハイイールド社債などに比べ値動きが穏やかになる傾向があり、リターンが相対的に安定するとともに、リスク水準も低くなりました。

ハイイールド社債や株式に比べ、リターンは安定的

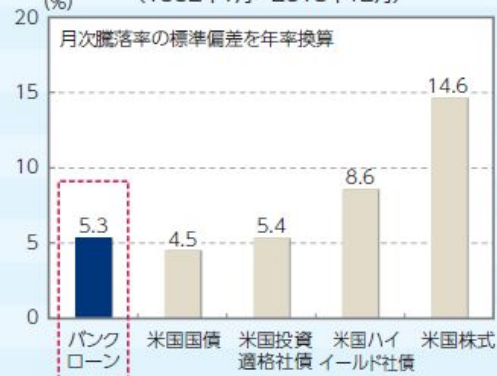
【各資産のパフォーマンスの推移】

(1991年12月末～2013年12月末)



【各資産のリスク水準】

(1992年1月～2013年12月)



【バンクローンの過去の年間騰落率(指数ベース)】

07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年
1.9%	-28.8%	44.9%	10.0%	1.8%	9.4%	6.2%

・バンクローン:CSレバレッジド・ローン・インデックス、米国国債:シティグループ世界国債インデックス(米国)、米国投資適格社債:BofAメリルリンチ・コーポレート・マスター・インデックス、米国ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・インデックス、米国株式:S&P500株価指数(トータル・リターン)

・指数は全て米ドルベースを使用。

・CSレバレッジド・ローン・インデックスは、当ファンドのベンチマークではなく、当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではありません。

運用会社「PIMCO」について

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、1971年に設立された米国の資産運用会社で、債券投資において優れた運用成果を有し、数多くの受賞歴を誇ります。

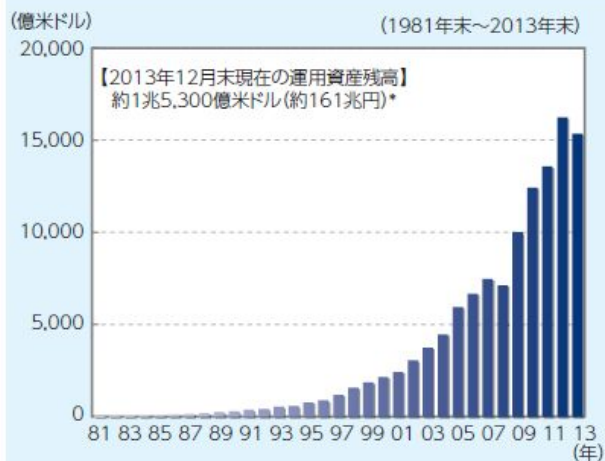
PIMCOについて

- PIMCOは米国カリフォルニア州に本拠を置く、世界有数の資産運用会社です。
- 個別企業のデフォルト(債務不履行)を徹底的に回避することをめざした運用スタイルを追求しており、2007年のサブプライムローン問題や、2010年に本格化したギリシャの財政問題を予測するなど、マクロ経済見通しにおいても実績があります。

PIMCOのバンクローン運用について

- 1996年からバンクローンの運用を開始しています。
- 規模が大きく、流動性の高い銘柄を中心に、担保の質や企業の資本構造などを精査して銘柄を選択し、運用を行なっています。

PIMCOの運用資産残高推移



*1米ドル=105.36円で換算

(2013年12月末現在)

出所:PIMCO

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

為替ヘッジについて

- 当ファンドは、投資先の外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
- 為替ヘッジを行なった場合、対象通貨国と日本の短期金利差に相当する為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除できるとは限りません。

為替ヘッジのメリット/デメリット

メリット

- 円高時の為替差損の回避が期待できる。
※必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。
- 「対象通貨国の短期金利<日本の短期金利」の場合、為替ヘッジプレミアム(概ね2国間の短期金利差)の獲得が期待できる。

デメリット

- 円安時に為替差益を獲得できない。
- 「対象通貨国の短期金利>日本の短期金利」の場合、為替ヘッジコスト(概ね2国間の短期金利差)を支払うことになる。

※上記は一般論であり、実際と異なる場合があります。

為替ヘッジコストについて(イメージ)

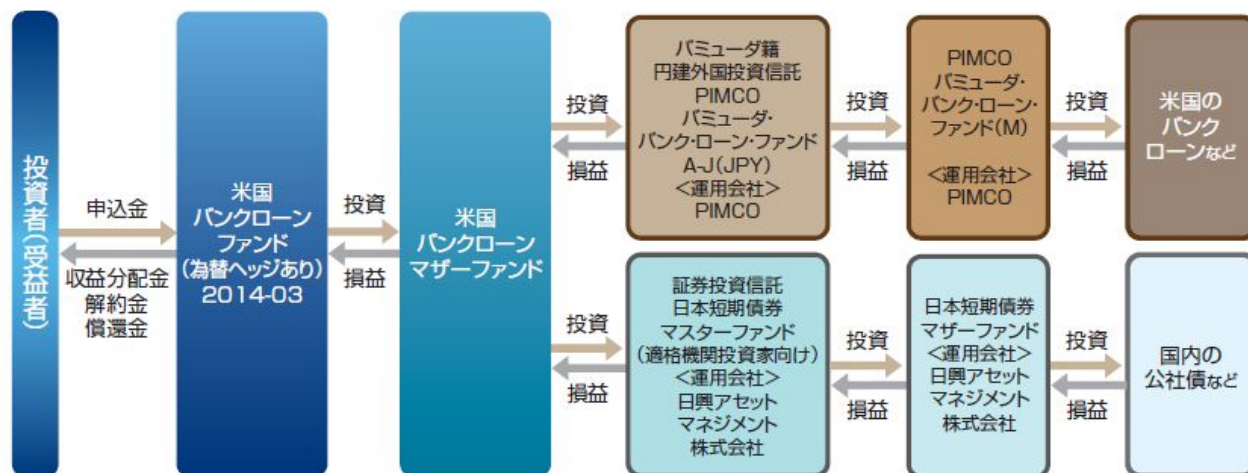
- 為替ヘッジに係る為替ヘッジコストは、対象通貨国の短期金利と日本の短期金利の差額相当となります。



※上記はあくまでイメージであり、実際とは異なる場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

- ・ 第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ④ 信託金限度額
300 億円を限度とします。

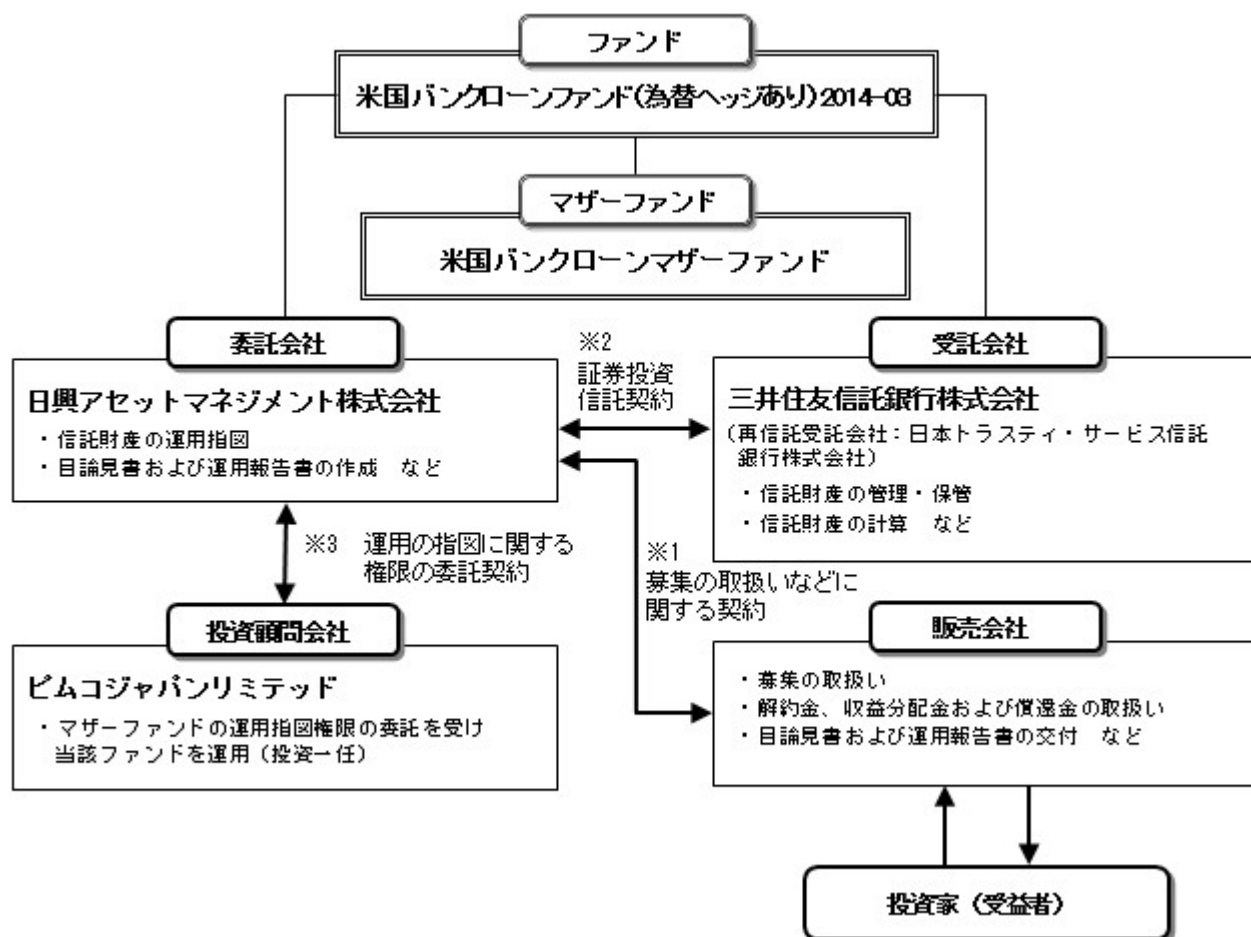
(2) 【ファンドの沿革】

平成 26 年 3 月 25 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成 25 年 11 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、米国バンクロンマザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

＜米国バンクロンマザーファンド（為替ヘッジあり）2014-03＞

米国バンクロンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として米国バンクロンマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

＜米国バンクロンマザーファンド＞

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

- 4) 為替手形
- ② 主として別に定める投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
 - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <米国バンクローンマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、米国の優先担保付バンクローン（貸付債権）を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。 ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
投資顧問会社	ピムコジャパンリミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成 26 年 3 月 25 日設定）
決算日	毎年 5 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

(ご参考)

<PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンド A-J (JPY)> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・原則として、「PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年10月末日

< P I M C O バミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、ファンドの純資産総額の 80%以上を、バンクローンに投資します。 ・投資可能な資産は、以下のものを含みます。 ○ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ○米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券 ○米国の発行体および米国以外の発行体の社債および C P ○譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 ○現先取引および逆現先取引
投資方針	・主として、バンクローンに投資を行なうことにより、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・取得時において格付が C C C マイナス格（ムーディーズ社、スタンダード & プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）以上の資産に投資を行ないます。 ・ファンドの平均格付は B マイナス格以上を維持します。 ・米ドル建て以外の資産にはファンドの純資産総額の 20%まで投資可能ですが、投資した場合は実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないます。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、クレジット・デフォルト・スワップ取引、トータル・リターン・スワップ取引、金利スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年 10 月末日

(ご参考)

＜日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）＞

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	「日本短期債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、「日本短期債券マザーファンド」受益証券に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）*の動きを上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げる場合もあります。 ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.1575%*（税抜0.15%） *消費税率が8%になった場合は、0.162%となります。
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年9月29日設定）
決算日	毎月22日（休業日の場合は翌営業日）

*日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付会社からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

日興債券パフォーマンスインデックス（総合）には、債券の残存期間別に、短期・中期・長期などのサブインデックスがあり、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）は、残存期間1年以上3年未満の短期の債券市場の動きを表す指数です。

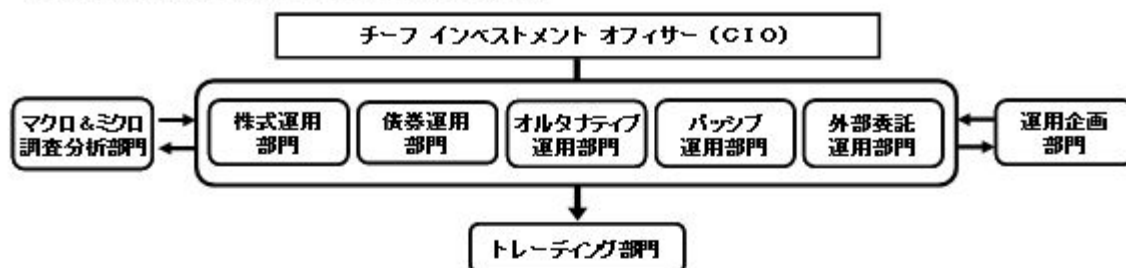
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はSMB C日興証券株式会社に帰属します。また、SMB C日興証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用の基本方針	
基本方針	わが国の短期公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と売買益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・主としてわが国の短期公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）（以下「ベンチマーク」といいます。）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ・投資対象とする公社債は、原則としてその格付（格付が付与されていない場合は、委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを採用するものとします。）が投資適格（B B Bマイナス格相当以上）のものとなります。 ・公社債への投資にあたっては、主にデュレーション調整戦略、イールド・カーブ調整戦略、セクター・アロケーション戦略、クレジット戦略および銘柄選択などにより、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。なお、債券先物取引などをヘッジ目的に限定せずに積極的に活用します。 ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成 11 年 10 月 29 日設定）
決算日	毎年 10 月 28 日（休業日の場合は翌営業日）

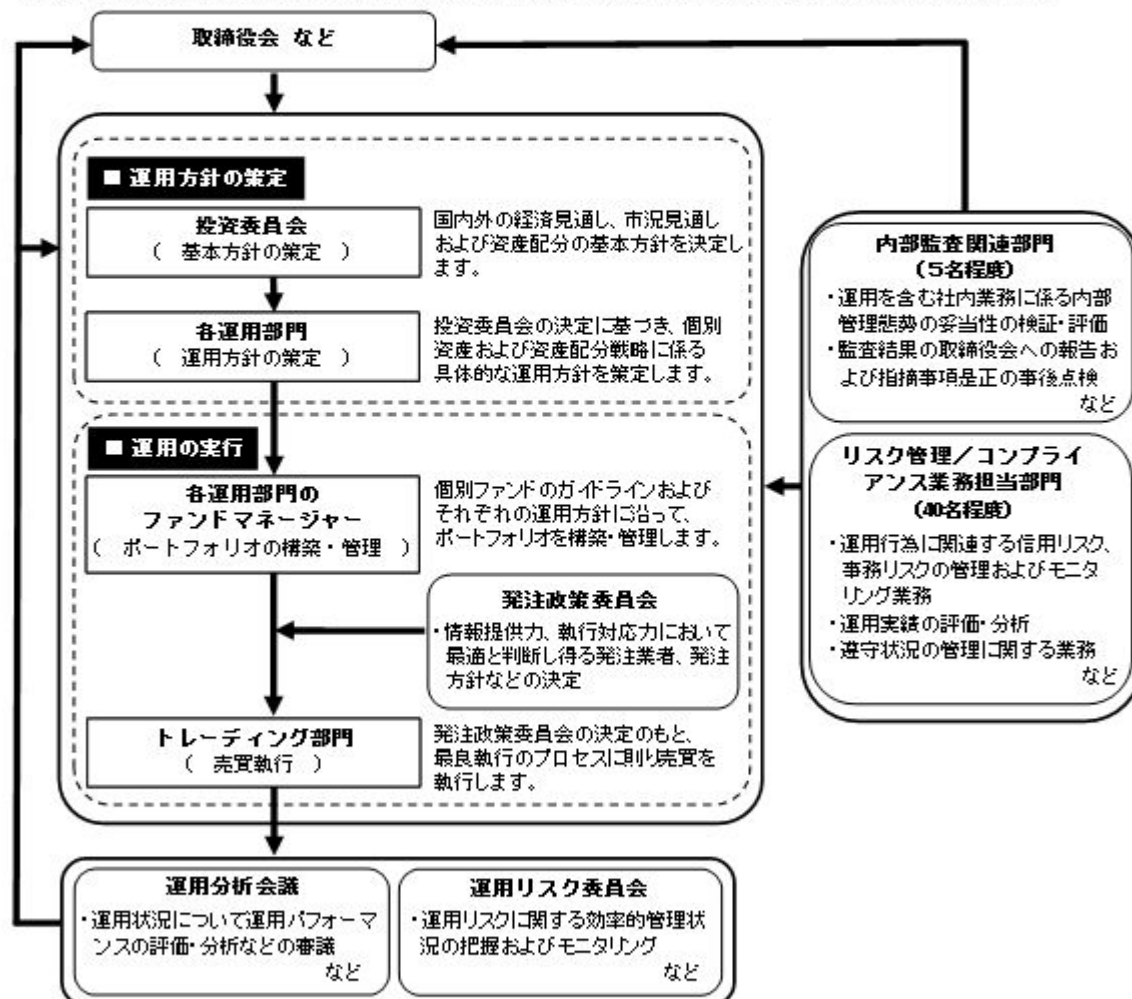
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



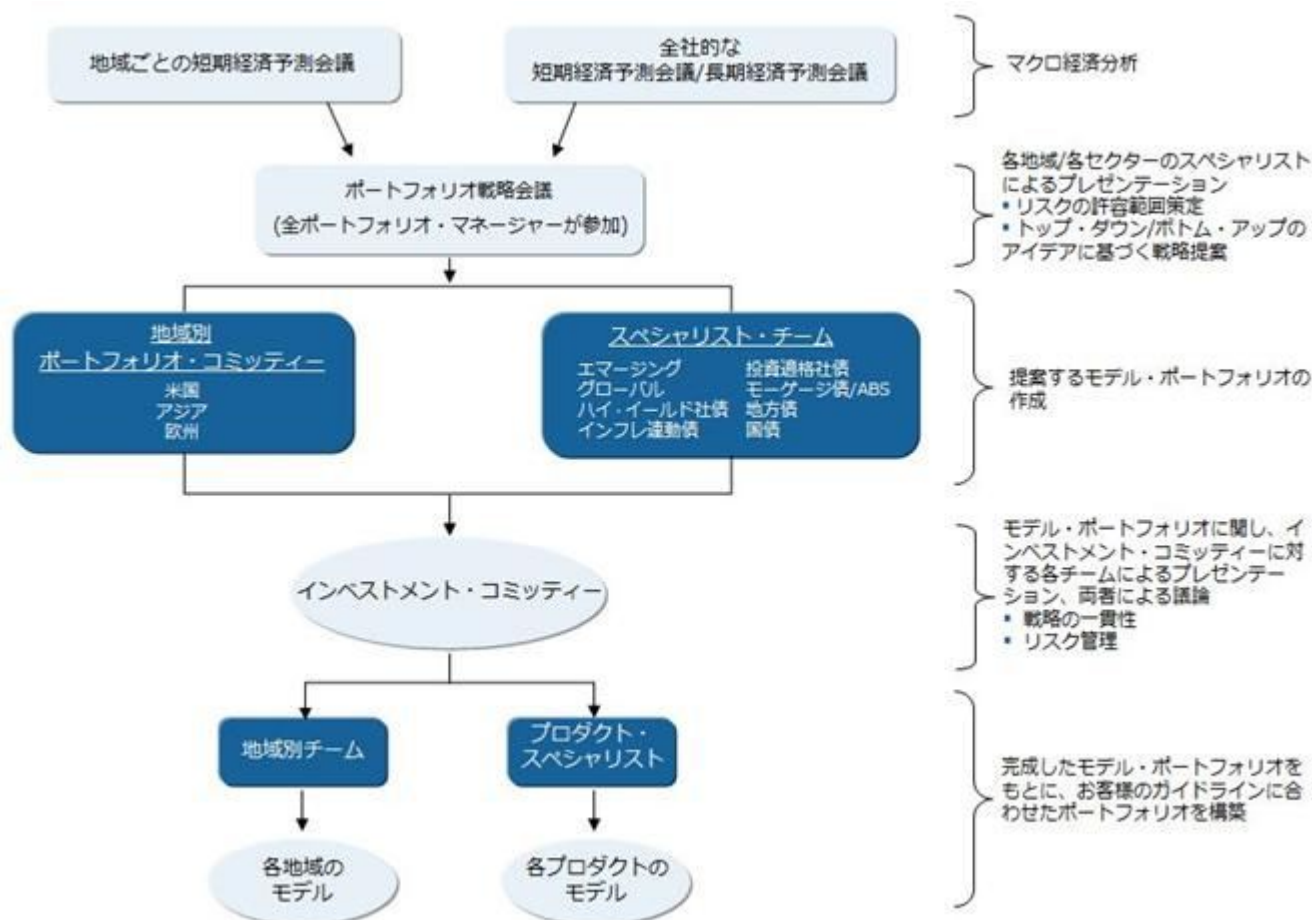
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

※上記体制は平成 25 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの主要投資対象である「米国バンクローンマザーファンド」の運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・実質的な投資対象である「PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンド A-J（JPY）」は、PIMCOが運用します。



※上記は 2013 年 12 月末現在のものです。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

第 1 計算期は収益分配を行いません。第 2 計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

② 収益分配金の支払い

第 1 計算期を除く毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜米国バンクローンファンド（為替ヘッジあり）2014-03＞

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第

117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

＜米国バンクロンマザーファンド＞

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に優先担保付バンクロン（貸付債権）および債券を実質的な投資対象としますので、優先担保付バンクロン（貸付債権）および債券の価格の下落や、優先担保付バンクロン（貸付債権）の債務者、優先担保付バンクロン（貸付債権）および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

実質的に投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に優先担保付バンクロン（貸付債権）は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、裏付けとなるローンの内容、種類、残存期間、利払いまでの期間および利率の条件などにより個別のローンごとに異なります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券等の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリ

スク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

- ・一般に優先担保付バンクローン（貸付債権）は、公社債などの有価証券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。また、資産の転売についても契約上制限されていることがあります。ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に優先担保付バンクローン（貸付債権）の債務者が倒産等に陥り、利払いの遅延や元本の返済が滞るデフォルトが発生した場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、優先担保付バンクローン（貸付債権）の評価が下落（評価がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、担保の回収等により弁済されますが、担保価値の下落等によって、投資元本に対して投資した資金が回収できないリスクがあります。
- ・優先担保付バンクローン（貸付債権）の主幹事行はローンの元利金を回収する責務を負っているため、主幹事行の破産や倒産等により、元利金の受け取りが遅延する可能性があります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

実質的に投資対象とする外国投資信託の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

⑤ 期限前償還リスク

優先担保付バンクローン（貸付債権）において、予定される利息および元本の支払いの他、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合は、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。

⑥ 期限前償還に伴う再投資リスク

優先担保付バンクローン（貸付債権）が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

<ファンドが投資対象とするマザーファンドに関する事項>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券などの売買などが生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・実質的に投資対象とする投資信託証券に関する事項

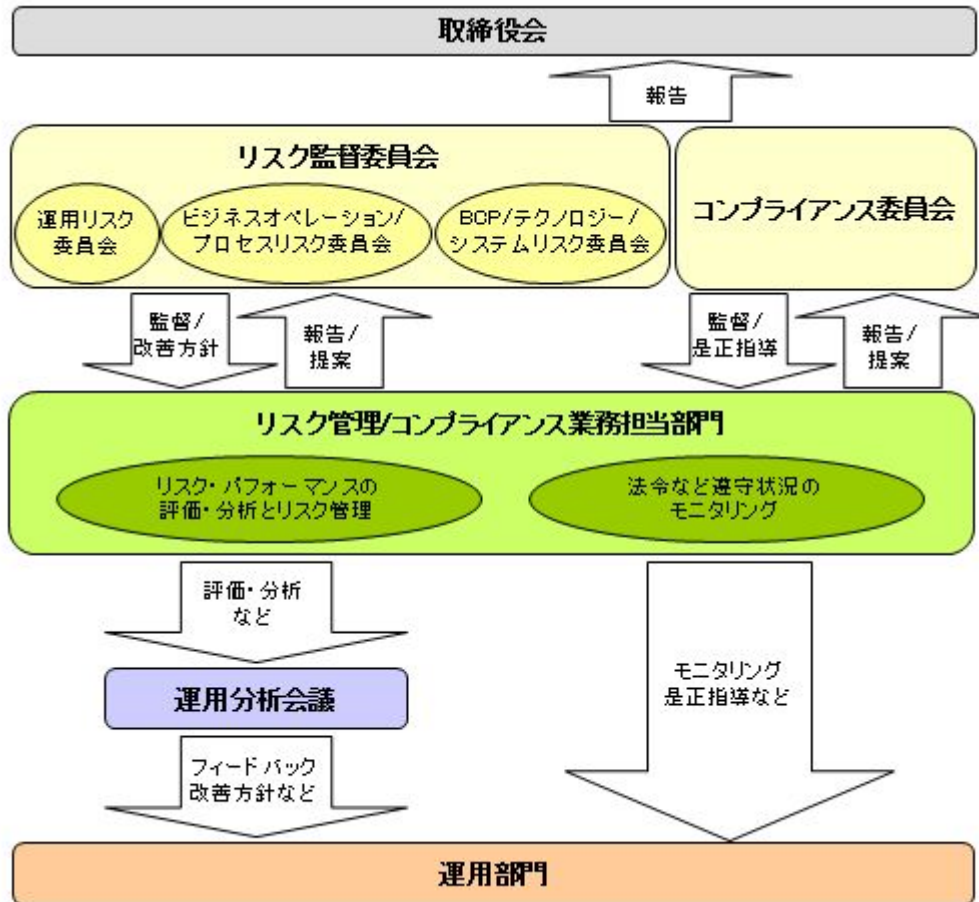
諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金が

できなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理／コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理／コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成 25 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< P I M C Oにおけるリスク管理体制 >

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

PIMCOのリスク管理/モニタリング・システム



※上記は 2013 年 12 月末現在のものです。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 2.625%（税抜 2.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1 口当たり）は、発行価格（1 口当たり 1 円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額（1 口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.659 ^{*1} （税抜 1.58%）
実質的に投資対象とする投資信託証券	0.001575% ^{*2} （税抜 0.0015%）程度 ^{**}
実質的負担	1.660575% ^{*3} （税抜 1.5815%）程度

*1 消費税率が 8% になった場合は、1.7064% となります。

*2 消費税率が 8% になった場合は、0.00162% となります。

*3 消費税率が 8% になった場合は、1.70802% となります。

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.659^{*1}（税抜 1.58%）の率を乗じて得た額とします。

・実質的に投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.001575%^{*2}（税抜 0.0015%）程度^{*}がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は 1.660575%^{*3}（税抜 1.5815%）程度となります。

※実質的に投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）は、「PIMCO パミューダ・バンク・ローン・ファンド A-J（JPY）」を 99%、「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」を 1%組み入れると想定した場合の概算値です。

※実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第 1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とするマザーファンドの概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、実質的に投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.58%	0.92%	0.63%	0.03%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末ならびに解約または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用

- ・信託財産に関する租税 など

<実質的に投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンドA-J (JPY)」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け）」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

運用実績

ファンドの運用は、2014年3月25日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付
申込期間中の販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間
申込期間の最終日（平成26年3月24日）の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。
- (4) 申込金額
発行価格（1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (5) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を申込期間の最終日（平成26年3月24日）までに販売会社に支払うものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

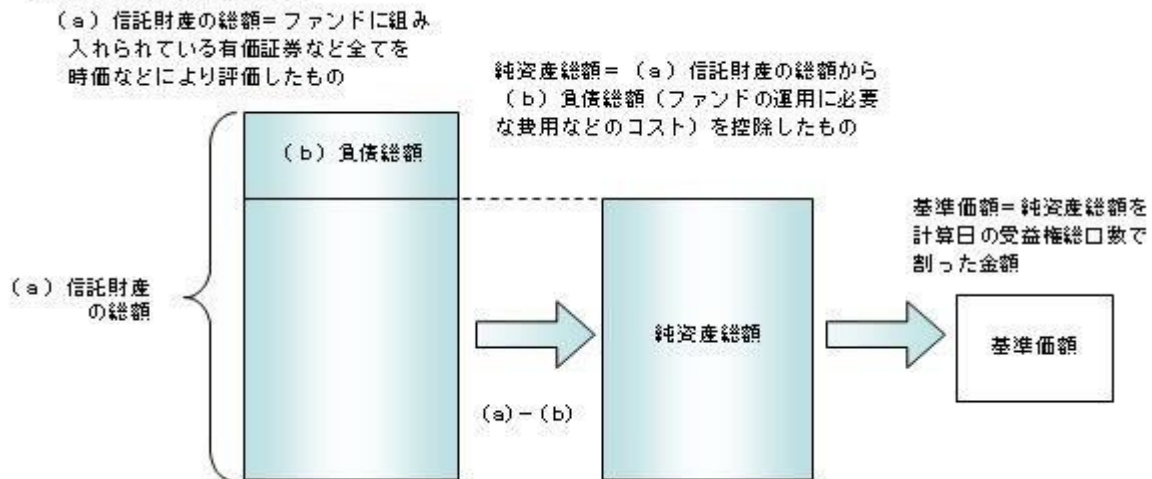
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成 29 年 4 月 17 日までとします（平成 26 年 3 月 25 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年 2 月 16 日から 5 月 15 日まで、5 月 16 日から 8 月 15 日まで、8 月 16 日から 11 月 15 日までおよび 11 月 16 日から翌年 2 月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

※ただし、第 1 計算期間は平成 26 年 3 月 25 日から平成 26 年 5 月 15 日までとします。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

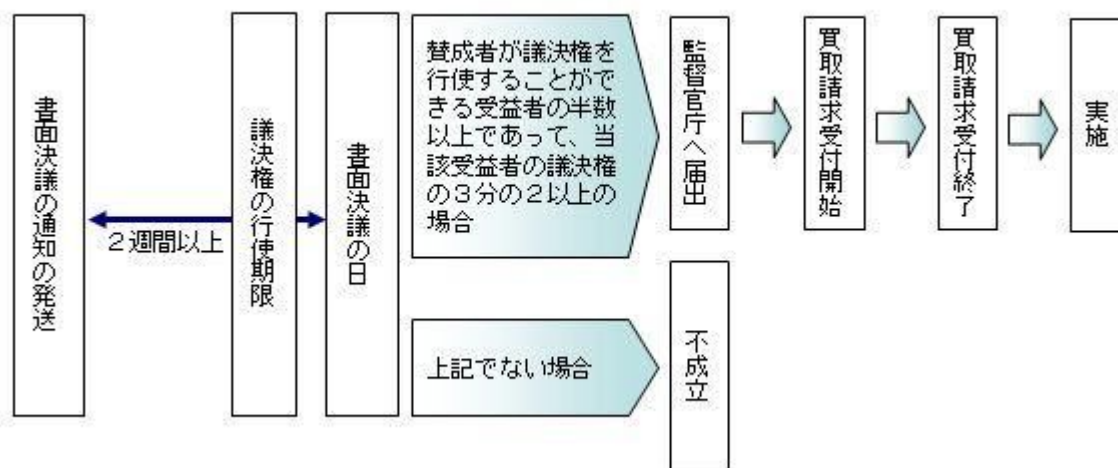
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、平成26年3月25日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 25 年 11 月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成 21 年 10 月 1 日	17,363,045,900 円（16,403,045,900 円）

(2) 会社の意思決定機関（平成 25 年 11 月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年 3 月 31 日（事業年度の終了）から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は 5 名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成 25 年 11 月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成 25 年 11 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	464	95,929
株式投資信託	404	73,974
単位型	45	935
追加型	359	73,038
公社債投資信託	60	21,955
単位型	44	445
追加型	16	21,509
投資法人合計	1	84

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 54 期事業年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。

第 53 期事業年度 あらた監査法人

第 54 期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月15日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第 53 期 (平成 24 年 3 月 31 日)		第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	17,352	※3	15,820
前払費用		332	※3	380
未収入金		1		4
未収委託者報酬		5,872		7,472
未収収益	※3	543	※3	342
関係会社短期貸付金		33		606
立替金		1,094		335
繰延税金資産		1,084		869
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		26,345		25,862
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	66	※1	48
器具備品	※1	137	※1	124
有形固定資産合計		203		172
無形固定資産				
ソフトウェア		72		70
無形固定資産合計		72		70
投資その他の資産				
投資有価証券		3,002		7,170
関係会社株式		24,320		22,935
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		774		706
繰延税金資産		723		500
投資その他の資産合計		28,880		31,373
固定資産合計		29,156		31,616
資産合計		55,502		57,478

(単位：百万円)

	第 53 期 (平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	194	305
未払金	3,086	3,862
未払収益分配金	7	6
未払償還金	129	115
未払手数料 ※3	2,486	※3 3,195
その他未払金	462	545
未払費用 ※3	2,807	※3 3,282
未払法人税等	1,295	589
未払消費税等 ※4	281	※4 123
賞与引当金	2,039	1,770
役員賞与引当金	105	80
流動負債合計	9,809	10,012
固定負債		
退職給付引当金	907	1,001
その他	55	55
固定負債合計	963	1,057
負債合計	10,773	11,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,172	23,530
利益剰余金合計	22,172	23,530
自己株式	△68	△68
株主資本合計	44,687	46,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42	362
評価・換算差額等合計	42	362
純資産合計	44,729	46,408
負債純資産合計	55,502	57,478

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	56,698	52,848
その他営業収益	2,025	1,922
営業収益合計	58,724	54,771
営業費用		
支払手数料	29,251	26,955
広告宣伝費	673	649
公告費	3	7
調査費	11,397	10,797
調査費	719	691
委託調査費	10,660	10,089
図書費	18	17
委託計算費	348	406
営業雑経費	577	530
通信費	206	188
印刷費	247	214
協会費	43	46
諸会費	9	16
その他	70	64
営業費用計	42,252	39,347
一般管理費		
給料	6,991	6,759
役員報酬	237	256
役員賞与引当金繰入額	105	80
給料・手当	4,508	4,565
賞与	101	87
賞与引当金繰入額	2,039	1,770
交際費	74	100
寄付金	111	66
旅費交通費	328	313
租税公課	145	188
不動産賃借料	749	753
退職給付費用	307	312
退職金	8	83
固定資産減価償却費	143	124
諸経費	3,110	3,061
一般管理費計	11,971	11,764
営業利益	4,500	3,659

(単位：百万円)

	第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取利息	15	12
受取配当金	※ 1 757	※ 1 601
有価証券償還益	19	—
時効成立分配金・償還金	35	4
為替差益	—	64
その他	18	16
営業外収益合計	846	699
営業外費用		
支払利息	10	19
有価証券償還損	—	1
時効成立後支払分配金・償還金	77	15
支払源泉所得税	74	55
為替差損	35	—
弁護士報酬等	180	—
その他	4	2
営業外費用合計	381	93
経常利益	4,965	4,265
特別利益		
投資有価証券売却益	1	226
関係会社株式売却益	—	239
特別利益合計	1	465
特別損失		
投資有価証券売却損	0	84
固定資産処分損	6	3
役員退職一時金	369	75
特別損失合計	376	163
税引前当期純利益	4,590	4,568
法人税、住民税及び事業税	1,795	1,480
法人税等調整額	224	260
法人税等合計	2,020	1,740
当期純利益	2,570	2,827

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
其他資本剰余金		
当期首残高	4	—
当期変動額		
自己株式の処分	△4	—
当期変動額合計	△4	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,220
当期変動額		
自己株式の処分	△4	—
当期変動額合計	△4	—
当期末残高	5,220	5,220
利益剰余金		
其他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	—
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530
利益剰余金合計		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	—
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530

(単位：百万円)

	第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
自己株式		
当期首残高	△68	△68
当期変動額		
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,700	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△68	△68
株主資本合計		
当期首残高	44,224	44,687
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,095	—
当期変動額合計	463	1,358
当期末残高	44,687	46,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
評価・換算差額等合計		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
純資産合計		
当期首残高	44,287	44,729
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	—
自己株式の処分	8,095	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21	320
当期変動額合計	441	1,678
当期末残高	44,729	46,408

重要な会計方針

項目	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>4 年～5 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	4 年～5 年	器具備品	4 年～20 年
建物	4 年～5 年				
器具備品	4 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。				

会計方針の変更

第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

未適用の会計基準等

1. 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日）

（1）概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

（2）適用予定日

当社は①については、平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項
(貸借対照表関係)

第 53 期 (平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,012 百万円 器具備品 590 百万円 ※ 2 信託資産 その他流動資産の 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 5,802 百万円 未収収益 217 百万円 (流動負債) 未払手数料 42 百万円 未払費用 259 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 110 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 138 百万円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,054 百万円 器具備品 618 百万円 ※ 2 信託資産 その他流動資産の 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,818 百万円 前払費用 2 百万円 未収収益 58 百万円 (流動負債) 未払手数料 143 百万円 未払費用 297 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 87 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 243 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 743 百万円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 552 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	19,328,100	—	112,200	19,215,900	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,702,800	—	26,400	1,676,400	—
平成 22 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第 1 回新株予約権	普通株式	—	2,955,200	—	2,955,200	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	—	6,101,700	9,900	6,091,800	—
合計		23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	—

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)及び平成 21 年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第 1 回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に 6 を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成 23 年度ストックオプション (1) の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

4 平成 21 年度ストックオプション(1)9,837,300 株、平成 21 年度ストックオプション(2)871,200 株、平成 22 年度ストックオプション(1)1,155,000 株及び第 1 回新株予約権 2,955,200 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 23 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

第 54 期（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成 22 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第 1 回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	6,091,800	—	161,700	5,930,100	—
合計		32,249,300	—	2,448,600	29,800,700	—

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)、平成 21 年度ストックオプション(2)及び平成 23 年度ストックオプション (1) の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に 6 を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)13,625,700 株、平成 21 年度ストックオプション(2)1,287,000 株、平成 22 年度ストックオプション(1)1,732,500 株及び第 1 回新株予約権 2,955,200 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 23 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

(リース取引関係)

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	740百万円	1年内	750百万円
1年超	1,548百万円	1年超	807百万円
合計	2,288百万円	合計	1,558百万円

(金融商品関係)

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	—
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	—
(3) 未収収益	543	543	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,854	2,854	—
(5) 関係会社株式 関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	—
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注） 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 20,023 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	17,352	—	—	—
未収委託者報酬	5,872	—	—	—
未収収益	543	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	362	479	439
合計	23,768	362	479	439

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	15,820	15,820	—
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	—
(3) 未収収益	342	342	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,091	7,091	—
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	—
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注） 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 20,042 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	15,820	—	—	—
未収委託者報酬	7,472	—	—	—
未収収益	342	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

(有価証券関係)

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合計	1,404	1,615	210

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,023
関連会社株式	2,892

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	35	7	28
	その他	1,177	999	177
	小計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	1,642	1,784	△141
	小計	1,642	1,784	△141
合計		2,854	2,790	64

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合計	112	1	0

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	その他	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

(持分法損益等)

第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 4,407	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159

(退職給付関係)

第 53 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)																																																
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△985</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△985</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>77</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△907</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>97</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>168</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>307</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.4%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△985	ロ 未積立退職給付債務	△985	ハ 未認識数理計算上の差異	77	ニ 退職給付引当金残高	△907	イ 勤務費用	97	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168	ホ 退職給付費用合計	307	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.4%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10 年	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバ ランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△1,101</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△1,101</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>99</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△1,001</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>102</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>13</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>24</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>171</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>312</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>0.9%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△1,101	ロ 未積立退職給付債務	△1,101	ハ 未認識数理計算上の差異	99	ニ 退職給付引当金残高	△1,001	イ 勤務費用	102	ロ 利息費用	13	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171	ホ 退職給付費用合計	312	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	0.9%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10 年
イ 退職給付債務	△985																																																
ロ 未積立退職給付債務	△985																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	77																																																
ニ 退職給付引当金残高	△907																																																
イ 勤務費用	97																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168																																																
ホ 退職給付費用合計	307																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.4%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10 年																																																
イ 退職給付債務	△1,101																																																
ロ 未積立退職給付債務	△1,101																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	99																																																
ニ 退職給付引当金残高	△1,001																																																
イ 勤務費用	102																																																
ロ 利息費用	13																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171																																																
ホ 退職給付費用合計	312																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	0.9%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10 年																																																

(ストックオプション等関係)

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1)ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 2,310,000 株	普通株式 6,101,700 株
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	—
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の
分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式
公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1)ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 2,310,000 株	普通株式 6,101,700 株
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の
分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式
公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 53 期 (平成 24 年 3 月 31 日)		第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金繰入超過額		賞与引当金繰入超過額
	その他		その他
	小計		小計
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		退職給付引当金超過額
	退職給付引当金超過額		固定資産減価償却超過額
	固定資産減価償却超過額		その他
	その他		小計
	小計		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		繰延税金負債(固定)
	繰延税金負債(固定)		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 (調整)		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。
	交際費等永久に損金に算入されない項目		
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		
	海外子会社の留保利益の影響額等		
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

第 53 期 (平成 24 年 3 月 31 日)	第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)
3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成 23 年 12 月 2 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのものは 38.0%、平成 27 年 4 月 1 日以降のものについては 35.6%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が 170 百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 174 百万円、その他有価証券評価差額金額が 4 百万円、それぞれ増加しております。	—

(関連当事者情報)

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社 (注)3	大阪市 中央区	342,037	信託 銀行業	(被所有) 直接 91.34 (注)2	投資信託 受益証券の 募集販売	自己株式の 取得(注)1	8,700	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式 14,283,400 株を 1 株につき 609.10 円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式(109,600 株)を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成 24 年 4 月 1 日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は氏 名	所在地	資本金又は 出資金 (千 SGD)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	252,000	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 1)	8,095	—	—
							株式売買代 金相当額の 引受 (注 2)	8,095	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 Nikko Asset Management Singapore Limited の行った 137,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limited は、当事業年度中に Nikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- 2 DBS Asset Management Ltd (現社名 Nikko Asset Management Asia Limited) 株式の売買代金相当額を Nikko Asset Management Singapore Limited (現社名 Nikko Asset Management International Limited) から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)

住友信託銀行株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 23 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309 百万円
負債合計	1,103 百万円
純資産合計	8,206 百万円

営業収益	7,961 百万円
税引前当期純利益	2,868 百万円
当期純利益	2,181 百万円

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金は 出資金 (千 SGD)	事業 の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会 社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	252, 000	アセット マネジメ ント業	直接 100. 00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポ ールドル貸 建) (注 1)	525 (千 SGD8, 000)	関係会 社短期 貸付金	606 (千 SGD8, 000)
							貸付金利息 (シンガポ ールドル貸 建) (注 1)	5 (千 SGD76)	未収 収益	5 (千 SGD76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1 融資枠 SGD11 百万、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定
しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 24 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場
で円貨に換算したものであります。

資産合計	10, 930 百万円
負債合計	1, 103 百万円
純資産合計	9, 826 百万円
営業収益	7, 917 百万円
税引前当期純利益	2, 801 百万円
当期純利益	2, 091 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 53 期(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

第 54 期(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	227円16銭	235円69銭
1株当たり当期純利益金額	13円09銭	14円35銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,570	2,827
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,570	2,827
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,278	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2)1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)6,091,800株	平成21年度ストックオプション(1)16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2)1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,930,100株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (平成24年3月31日)	第54期 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	44,729	46,408
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	44,729	46,408
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 55 期中間会計期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 55 期中間会計期間
(平成 25 年 9 月 30 日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		16,689
未収委託者報酬		6,483
未収収益		570
関係会社短期貸付金		850
繰延税金資産		526
その他	※ 2	786
流動資産合計		25,905

固定資産

有形固定資産	※ 1	192
無形固定資産		81

投資その他の資産

投資有価証券		7,723
関係会社株式		22,935
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		686
繰延税金資産		552
投資その他の資産合計		31,958

固定資産合計		32,233
--------	--	--------

資産合計		58,138
------	--	--------

(単位：百万円)

第 55 期中間会計期間
(平成 25 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	3,260
未払費用	3,331
未払法人税等	1,288
未払消費税等	※ 3 266
賞与引当金	881
役員賞与引当金	170
その他	303
流動負債合計	9,501

固定負債

退職給付引当金	1,032
その他	55
固定負債合計	1,088

負債合計	10,590
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,690
利益剰余金合計	24,690

自己株式	△68
------	-----

株主資本合計	47,206
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	342
--------------	-----

評価・換算差額等合計	342
------------	-----

純資産合計	47,548
-------	--------

負債純資産合計	58,138
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		32,440
その他営業収益		1,179
営業収益合計		33,620
営業費用及び一般管理費	※ 1	30,198
営業利益		3,421
営業外収益	※ 2	822
営業外費用	※ 3	89
経常利益		4,155
特別利益	※ 4	56
特別損失	※ 5	35
税引前中間純利益		4,175
法人税、住民税及び事業税		1,333
法人税等調整額		302
中間純利益		2,540

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,363
当中間期末残高	17,363
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	5,220
当中間期末残高	5,220
資本剰余金合計	
当期首残高	5,220
当中間期末残高	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	23,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,380
中間純利益	2,540
当中間期変動額合計	1,160
当中間期末残高	24,690
利益剰余金合計	
当期首残高	23,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,380
中間純利益	2,540
当中間期変動額合計	1,160
当中間期末残高	24,690

(単位：百万円)

第 55 期中間会計期間
(自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 9 月 30 日)

自己株式	
当期首残高	△68
当中間期末残高	△68
株主資本合計	
当期首残高	46,045
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,380
中間純利益	2,540
当中間期変動額合計	1,160
当中間期末残高	47,206
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	362
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△19
当中間期変動額合計	△19
当中間期末残高	342
評価・換算差額等合計	
当期首残高	362
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△19
当中間期変動額合計	△19
当中間期末残高	342
純資産合計	
当期首残高	46,408
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,380
中間純利益	2,540
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△19
当中間期変動額合計	1,140
当中間期末残高	47,548

重要な会計方針

項目	第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法 2 固定資産の減価償却の方法 3 引当金の計上基準 4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 55 期中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 1,700 百万円
※ 2	信託資産 その他流動資産のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務 78 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務 202 百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 34 百万円 無形固定資産 11 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 11 百万円 受取配当金 804 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 9 百万円 時効成立後支払分配金・償還金 21 百万円 支払源泉所得税 57 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 56 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 割増退職金 34 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	109, 600	—	—	109, 600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	16, 978, 500	—	1, 059, 300	15, 919, 200	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1, 626, 900	—	42, 900	1, 584, 000	—
平成 22 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2, 310, 000	—	—	2, 310, 000	—
第 1 回新株予約権	普通株式	2, 955, 200	—	—	2, 955, 200	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	5, 930, 100	—	468, 600	5, 461, 500	—
合計		29, 800, 700	—	1, 570, 800	28, 229, 900	—

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)、平成 21 年度ストックオプション(2)及び平成 23 年度ストックオプション (1) の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)13,830,300 株、平成 21 年度ストックオプション(2)1,287,000 株、平成 22 年度ストックオプション(1)1,732,500 株及び第 1 回新株予約権 2,955,200 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 23 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 25 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	1, 380	7. 01	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 18 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	744 百万円
1 年超	437 百万円
合計	1,182 百万円

(金融商品関係)

第 55 期中間会計期間(平成 25 年 9 月 30 日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 9 月 30 日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	16,689	16,689	—
(2) 未収委託者報酬	6,483	6,483	—
(3) 未収収益	570	570	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,643	7,643	—
(5) 未払金	(3,260)	(3,260)	—
(6) 未払費用	(3,331)	(3,331)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 79 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(中間貸借対照表計上額 20,042 百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,892 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第 55 期中間会計期間(平成 25 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	6,524	5,871	652
	小計	6,524	5,871	652
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,119	1,241	△122
	小計	1,119	1,241	△122
合計		7,643	7,113	530

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 79 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,073 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	6,686 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	635 百万円

(ストックオプション等関係)

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

関連情報

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 55 期中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	241 円 48 銭
1 株当たり中間純利益金額	12 円 90 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 55 期中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	2,540
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,540
普通株式の期中平均株式数 (千株)	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成 21 年度ストックオプション (1) 15,919,200 株、平成 21 年度ストックオプション (2) 1,584,000 株、平成 22 年度ストックオプション (1) 2,310,000 株、第 1 回新株予約権 2,955,200 株、平成 23 年度ストックオプション (1) 5,461,500 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 55 期中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	47,548
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	47,548
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

米国バンクロンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、米国バンクロンマザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第18条の範囲で行ないます。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

① 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成29年4月17日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（受益権の分割）

第6条 受益権は、これを300億口を上限に、均等に分割します。

（当初の受益者）

第7条 この信託の当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条の規定により分割された受益権は、その申込口数に応じてこれに帰属するものとします。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第8条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、第6条の規定による受益権について、信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（募集の取扱者および募集の単位）

第10条 委託者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に受益権の募集を取り扱わせます。

② 受益権の募集は、第6条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずるものとします。

③ 受益権の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金

融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第2項の受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 取得申込に係る取扱い手数料は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定める額とし、当該手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、取得申込時に徴するものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第14条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 米国バンクローンマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱い、第18条および第23条から第25条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第13条ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第18条および第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

- 第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

- 第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

- 第20条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成26年3月25日から平成26年5月15日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮

して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第4条に規定する信託期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第4条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末に当該期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を信託財産から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの純資産総額に応じて下記の率を乗じて得た金額とします。

当該マザーファンドの純資産総額が100億円以下の部分	……	年万分の62
〃 100億円超 300億円以下の部分	……	年万分の60
〃 300億円超の部分	……	年万分の58

（収益の分配）

第32条 信託期間中の収益の分配は、第2項に掲げる収益分配可能額の範囲内で、別に定める収益分配方針に従って行ないます。ただし、第1計算期は、収益の分配は行ないません。

- ② 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、第30条および第31条の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の各号に掲げる額とします。
 - 1. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から第30条および第31条に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 - 2. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から第30条および第31条に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。）に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

- 第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
 - ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
 - ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第38条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている

受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.nikkoam.com/>

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年3月25日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

